

令和6年度地域の文化芸術振興事業（北部・離島）業務委託仕様書

1. 事業名

令和6年度地域の文化芸術振興事業（北部・離島）

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日

3. 事業目的

都市部と比較して実演家による文化芸術舞台公演に触れる機会の少ない北部・離島地域において、地域住民に対して専門家による文化芸術の鑑賞の機会の提供を行うことで芸術の感動を体感できる環境づくりを行う。

本事業の実施によって、当該地域において自主的に文化芸術にかかる事業を実施するきっかけづくりや文化創造活動の促進を図り、地域の文化振興を促す。

4. 業務委託内容

下記の項目に従って、文化芸術舞台公演を開催すること。

①公演場所

公演場所は、以下の(1)及び(2)に掲げる地域のそれぞれで1地域以上の公演を行うこと。

(1)北部地域

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町

(2)離島地域

石垣市、うるま市（津堅島）、宮古島市、南城市（久高島）、本部町（水納島）、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

②実施方法

(1)実施市町村については、別添の過去実績を参考に、可能な限り未実施市町村での公演を検討するものとし、それ以外の市町村の場合は、これまでの累計実施回数や前回公演からの間隔も考慮し選定すること。

(2)公演内容は、北部・離島で同一であっても異なっても構わない。

(3)同一地域内においても、可能な範囲で複数回の公演を検討すること。

(4)解説書を作成すること。その際、地域住民に公演内容や文化芸術に対する理解が深まるよう工夫すること。

(5)地域住民が文化芸術に興味関心が持てるような紹介や解説を行うなど公演の構成を工夫すること。

(6)新型コロナウイルス感染症の蔓延等社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、やむを得ず公演が中止となった場合の代替案も提案すること。

5. 実績報告書の提出

- ①事業終了後 10 日以内に事業完了報告書を提出すること。
- ②事業完了報告書は、印刷されたもの（A4 版）にて、各 1 部提出すること。

6. 積算見積

- ①直接人件費
- ②直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）
- ③再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
- ④一般管理費（（直接人件費＋直接経費）－再委託費）×10%以内
- ⑤消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- ⑥その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

7. 再委託の制限

①一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分となる契約金額の 1 / 2 を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

②再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

③再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- (1)資料の収集・整理
- (2)複写・印刷・製本
- (3)原稿・データの入力及び集計
- (4)イベント実施に係る荷物の輸送
- (5)イベント実施に付随する会場設営、受付、参加者案内等の運営補助業務

8. 留意事項

- ①本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ②本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- ③本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、文化振興課と受託者との協議のうえ決定する。
- ④実務の実施にあたっては、文化振興課と密接な協議のもとで取り組むものとする。

9. 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化振興班 担当：島袋
E-mail:aa058106@pref.okinawa.lg.jp